**緊急地域雇用特別交付金関係資料**

Ｏ「緊急地域雇用特別交付金事業」の基本的枠組み（案）

Ｏ「緊急地域雇用特別交付金」のスケジュール（案）

平成11年7月13日

職業安定局地域雇用対策課

緊急地域雇用特別交付金担当室

**「緊急地域雇用特別交付金事業」の基本的枠組み（案）**

1　交付金

（1）交付金は補助金適正化法の対象となる「補助金等」に該当（→要政令改正）

（2）交付金は都道府県の申請に基づき交付

（3）交付金は、原則として人口及び有効求職者数に基づき配分

（注）交付基準

交付額=基準額十調整額

基準額=（交付金予算総額×O.475×当該都道府県の有効求職者数/全国の有効求職書数）＋（交付金予算総額×O.475×当該都道府県の人口/全国の人口）

2基金の造成

（1）都道府県は交付金を財源として基金を造成

（注1）基金の設置には条例の制定が必要（地方自治法第241条）

（注2）基金を設置する場合には、都道府県において、国から交付される特別交付金の予算計上が必要であるのみならず、基金からの一般会計への繰入れ、一般会計からの民間企業等への委託費の支出及び市区町村への補助金の支出について計上が必要

（2）基金の管理運営に要する経費は、基金及びその運用益で負担

（3）基金事業の実施期間は、基金造成後2年経過後の年度末とし、事業終了時の残余財産は国庫に納付

3基金による事業

都道府県は基金を財源として、民間企業、NPO等への委託を中心として以下の募集を実施

（1）「民間企業、NPO等」への委託事業

イ委託の対象とする「民間企業、NPO等」の範囲

法人企業、NPO法に基づくNPO法人その他の法人及び法人以外の団体等であって業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く。）

ロ　委託事業の対象範囲は、下記のような基準を交付金交付要綱で規定

①教育・文化、福祉、環境・リサイクル等緊急に実施する必要性が高い事業であること。ただし、建設・土木事業及び当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業は委託の対象外

②基金の設置期間に限って行う事業であること

③新規雇用・就業を生ずる効果が高いものであること（事業の実施に伴い直接新たな雇用・就業の機会を生ずるものに加え、雇用につながる可能性の高い研修等の実施を含む。）

④新たに実施する事業であり、既存の事業を肩代わりするものではないこと

⑤国が当該事業の経費の一部を負担し、又は補助するものではないこと

⑥事業の実施に伴う新規雇用は、期間雇用（6ヶ月未満）に限定し、雇用期間の更新は行わないものであること

（2）市区町村への補助金事業

（1）ロ①～⑥の要件を満たす事業を市区町村が民間企業、NPO等に委託して行う場合及び（3）の要件を満たす事業を市区町村が直接実施する場合に、都道府県から市区町村に対し補助金（10/10）を支給する。

（3）都道府県が直接実施できる事業

都道府県が直接実施する事業は、（1）ロ①～⑥の要件を全て満たすものであるとともに、次のいずれかに該当する場合に限るものとする。

①学校教育の一環として行われる、臨時講師による情報教育や外国語教育、生活指導員による生活指導の事業

②①のほか、事業の特殊性により、地方公共団体が直接失業者等を雇用し又は就業させて自ら行うのでなければ実施が困難なものとして、交付金申請時又は年度ごとに労働大臣と協議の上、都道府県知事が定めたもの

別紙

**緊急地域雇用特別基金事業実施要領**

第1　趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、臨時応急の措置として、緊急地域雇用特別交付金（以下「交付金」という。）を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、各地域の実情に応じて、各都道府県及び市区町村（以下「地方公共団体」という。）の創意工夫に基づいた緊急に対応すべき事業（以下「基金事業」という。〉を実施し、雇用・就業機会の創出を図ることとする。

第2　事業主体

基金事業の事業主体は、都道府県とする。

第3　基金事業の内容

基金事業は、交付金により都道府県において造成された基金を活用して行う次の事業とする。

（１）雇用・就業機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等に対する委託により行う事業（以下「委託事業」という。）

（２）雇用・就業機会の創出を図るために、自ら実施することができる事業（以下「直接実施事業」という。）

（3）（1）及び（2）の事業を行う市区町村へ補助金を交付する事業（以下「市区町村補助事業」という。）

（4）（1）から（3）に附帯する事業

（5）その他労働大臣が定める事業

第4　基金事業の運営

1　基金の造成

基金は、別に定める「緊急地域雇用特別交付金交付要網」（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2　基金の運用の方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

（1）国債、地方債その他確実な有価証券の取得

（2）銀行その他確実な金融機関への預金又は郵便貯金

（3）信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

３　基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金の管理運営に要する経費に充てるほか、基金に繰り分れるものとする。

４　基金の処分の制限

基金（2により繰り入れられた果実を含む。）は、前記第３に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

５　基金事業の事業計画等

（1）都道府県は、交付金申請時に緊急地域雇用特別基金事業計画書（平成11年度）（別紙様式第1号）を、平成12年度及び平成13年度の開始前に緊急地域雇用特別基金事業計画書（平成　年度）（別紙様式第2号）をそれぞれ作成し、労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画書の労働力の見積りについては、各都道府県が通常の予算積算に用いている労働力の見積りをもって推計すれば足りるものとする。

（3）都道府県は前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急地域雇用特別基金事業計画変更書（別紙様式第３号）を作成し、労働大臣あて提出するものとする。

（4）都道府県は、基金造成時以降四半期毎（6,9,12,3月末）に緊急地域雇用特別基金事業実績報告書（四半期）（別紙様式第４号）を作成し、労働大臣に提出するものとする。

６　基金事拳の中止又は廃止

（1）都道府県は基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急地域雇用特別基金事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

（2）労働大臣は、（1）の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

７　基金事業の事故の報告

都道府県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

８　基金事業の終了等

（１）基金事業は、平成13年度末をもって終了する。

（２）労働大臣は、（1）に定める場合の他、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

①都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

②都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（3）労働大臣は、（2）の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

（4）（3）の期限内に基金に充当がなされない場合には、労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

９　基金事業の検査等

（1）労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県に対し報告を求め、又は労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（2）労働大臣は、（1）の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第５委託事業

１　委託の対象とする範囲

委託の対象とする範囲は、法人企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって当該業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（以下「企業等」という。）に次項に掲げる事業を委託して実施させることができるものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体には委託事業を委託しないものとする。

２　委託事業の範囲

基金事業の対象となる委託事業の範囲は次のとおりとする。

（1）教育・文化、福祉、環境・リサイクル等緊急に実施する必要性が高い事業であること。ただし、建設・土木事業及び地方公共団体において当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業は委託事業の対象とはならないこと。

（2）基金の設置期間に限って実施する事業であること。

（3）新規雇用・就業の機会を生ずる効果が高い事業であること。（事業の実施に伴い直接新たな雇用・就業の機会を生ずるものに加え、雇用につながる可能性の高い研修等（以下「研修等」という。）の実施を含むものであること。）

（4）基金の造成以降に新たに実施する事業であり、既存の事業を肩代わりするものではないこと。

（5）国が当該事業の経費の一部を負担し、又は補助する事業でないこと。

（6）事業の実施に伴う新規雇用は、６ヶ月未満の期間雇用に限定し、雇用期間の更新は行わないものであること。

３　委託契約等について

（1）委託契約は、当該都道府県における所定の規程のほか、次の事項を含めなければならない。

①委託事業の予定期間及び終了予定期日

②当該事業による雇用・就業等予定者の数（人日）

③当該事業で新たに雇用されることとなる予定労働者の雇用期間

④前記２の条件に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託費を交付しない、若しくは交付している委託費の一部又は全部を返還させる旨の事項

（2）委託事業が終わったときは、委託先の企業等は次の事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に報告しなければならない。

①当該事業で新たに雇用・就業等をされた者の数

②当該事業で新たに雇用された労働者の雇用期間

第6　直接実施事業

直接実施事業は、前記第5の2の事業の要件を全て満たすものであって、かつ、次のいずれかに該当する事業であることとする。なお、研修等の場合についてはこの限りでない。

（１）学校教育の一環として行われる、臨時講師による情報教育及び外国語教育並びに生活指導員による生活指導の事業

（２）前号に掲げるもののほか、事業の特殊性により、地方公共団体が直接失業者等を雇用し又は就業させて自ら行うのでなければ実施が困難なものとして、交付申請時又は年度ごとに直接実施事業内容申請書（別紙様式第6号）により、労働大臣と協議の上、都道府県が定めたもの

第7　市区町村補助事業

都道府県は、市区町村が前記第5及び第6に規定する事業を実施する場合について、基金を財源として市区町村に補助金を交付することができるものとし、交付条件は次のとおりとする。

なお、都道府県は、市区町村へ補助金を交付するに当たり、市区町村の創意工夫が発揮できるよう配慮するものとする。

（1）都道府県から市区町村への補助金の補助率は、10/10補助とすること。

（2）都道府県は、市区町村に補助金を交付するにあたっては、前記第5及び第6の規定中「都道府県」とあるのを「市区町村」と読み替えて同一の条件を附さなければならない。

（3）補助金は、条例、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領に従い、交付するものとすること。

第8　基金事業の実績報告

1　都道府県は、基金事業が終了したとき、又は平成13年度末を経過したときは、その日から1ヵ月以内に緊急地域雇用特別基金事業実績等報告書（別紙様式第7号）を作成し、労働大臣に提出しなければならないものとする。

2　労働大臣は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県に対して報告を求め、又は労働省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうか調査することができるものとする。3　労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及びこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第9　財産の取得制限、残余財産の処分制限

1　地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を限度とし、50万円を超える財産の取得は認めないものとする。

2　都道府県が、基金事業を終了した場合において、なお基金に残額あるときは労働大臣は、基金の残額を国に納付させるものとする。

第10　その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、労働省職業安定局長が定めるものとする。

**緊急地域雇用特別交付金の配分の考え方について**

1.基準額

（1）　国からの配分類　14,268百万円

（2）大阪府と府内市町村の配分

大阪府と府内全市町村への配分額を、同額（各7,134百万円）とする。

（3）各市町村間の配分

全市町村への配分額の半分（3,567百万円）を、人口按分により配分し、半分を有効求職者数按分（\*）により配分する。

（4）事業期間内の年度毎の配分

各市町村の事業計画により配分する。

2.調整額

「調整額」（総額1:　100億円）については、雇用失業情勢を踏まえ申請するものとする。

【国の交付金算定方法】

（1）基準額

総額2,000億円の95%（1,900億円）については、その半分（同47.5%:　950億円）を人口により按分し、残り半分（同47.5%:　950億円）を有効求職者により按分。

（2）調整額

総額2,000億円の5%（100億円）については、交付決定以降の雇用失業情勢が急激に悪化した場合、有効求職者数のみでは当該都道府県の失業情勢が十分に反映されない場合等、基金の積増しが必要なときは、調整額の範囲内で、都道府県が申請する額を交付金の額とする。（追加交付）

\*有効求職者数按分については、各ハローワークが管轄している市町村の人口（平成11年6月の住民基本台帳人口）に基づき按分する。

（電子化者注：参考：大阪府全体　142億、大阪府配分71億、大阪市配分22億、堺市配分6億、その他の市配分総計43億：ある人の試算による）

**「緊急地域雇用特別交付金」事業に関する当面のスケジュール**（案・H11.8.10）

月日 労働省 大阪府 市町村

8月18日 ○基金事業総括表提出

・市町村補助金の金額調整

8月26日 ○労働省ヒアリング（交付金事前申請）

・市町村実施事業について府と事前調整

・市町村実施事業について事前調整

○9月議会開会

9月13日 ○労働省へ交付金の交付申請 ・補正予算案提出

・市町村補助金交付票綱（案）作成

→市町村に（案）を配布

下旬 ○特別交付金の交付決定 ・市町村補助金交付申請の府との事前調整

○９月議会開会

・基金条例案、補正予算案提出

・市町村補助金交付申請の事前調整

1O月 \*11年度執行分

・条例、補正予算成立

下旬 ○9月謝会閉会

・基金設置、市町村補助金交付要綱施行 ・市町村補助金交付申請

○特別交付金の交付 \*l1年度執行分

・市町村補助金交付決定 （⑫当初予算紀成にむけた調整）

12月 012月議会開会

・補正予算案提出

**緊急地域雇用特別基金事業関係Q&A**

問1

風倒木の撤去や木の埋め戻し、あるいは枯れ松の伐採を委託する事業は、交付金の対象となるのか。

また、風倒木を撤去した後に、危険箇所の補修をする場合、交付金の対象事業と認められるのか。

答1

Ｏ　風倒木の撤去や木の埋め戻し、枯れ松の伐採を委託する事業は、対象となるが、危険箇所を整備するなどを行うことは、要領第5の2の（１）の土木事業となり、委託事業の対象とはならない。

問2

民間会社に事業を委託し、新規雇用に係る部分を派遣会社等に再委託することは可能か。

答2

Ｏ　不可。この特別交付金事業は委託先が直接、新規の雇用することが要件である。あくまで委託先で新規雇用が発生する委託事業を対象とする。再委託先での雇用はカウントされない。

問3

公立学校等の耐震性能等の安全点検のため、耐震診断・耐力度調査や安全点検を実施したいが、さらに、調査結果から応急修理として小規模な修繕を実施する場合、その修繕に要する経費も交付金の対象としてよいか。

答3

Ｏ　交付金対象事業として認められるのは、調査・点検の範囲であり、小規模修繕はどんな内容であっても認められない。公立、私立の学校・幼稚園を問わず、修繕は認められない。

問4

基金実施要領第5の3（1）②の委託契約に含めなければならない事項の「雇用・就業予定者数（人日）」と（２）①の実績報告に含める事項の「新たに雇用・就業等をされた者の数」はどう違うのか。

答4

Ｏ　委託契約に含めなければならない事項の「当該事業による雇用・就業等予定者の数（人日）」とは、、新たに雇用される者の数だけでなく、その委託事業に要する業務又は事業量により算出される雇用量を意味し、各市町村が通常の予算の積算に用いている労働力の見積りから、推計した雇用・就業者数の延人数である。

一方、実績報告に含める事項の「新たに雇用・就業等をされた者の数」は、当該委託事業の受託者により、実際に新規に雇用・就業された者の実人数である。